

営業者に関する基準

風営適正化法第4条第1項に欠格事由が規定されていますが、それをまとめると以下のようになります。

許可を受けようとする者が、次のいずれかに該当する場合には、許可が与えられません。

また、営業所の管理者についても第24条第2項に欠格事由の規定があります。

成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して5年を経過しない者

無許可営業、不正受許可、相続・合併・分割における不正受承認、名義貸し、取消・停止・禁止等の処分命令違反、禁止区域営業、構造設備の無承認変更の罪を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して5年を経過しない者

公然わいせつ、わいせつ物頒布、淫行勧誘、賭博、常習賭博、未成年者略取誘拐、営利目的等略取誘拐、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、幫助目的被略取者引渡し等及びその未遂、組織的犯罪処罰法違反、売春防止法違反、児童買春・児童ポルノ等処罰法違反、労働基準法違反、労働者派遣法違反、職業安定法違反、児童福祉法違反、入管法違反の罪を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して5年を経過しない者

集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある者

アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

風俗営業の許可を取り消され、取り消しの日から起算して5年を経過しない者

- * 取消しにかかる聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内にその法人の役員であった者も含まれます。
- * 取消しにかかる聴聞の期日及び場所が公示された日から処分(または不処分)決定する日までの間に許可証の返納をした者で、その返納の日から起算して5年を経過しない場合も含まれます。
- * 取消しにかかる聴聞の期日及び場所が公示された日から処分(または不処分)決定する日までの間に合併により消滅した法人の役員(公示日前60日以内に就任していた者に限る)で、その消滅の日から起算して5年を経過しない場合も含まれます。
- * 取消しにかかる聴聞の期日及び場所が公示された日から処分(または不処分)決定する日までの間に許可証の返納をした法人の役員(公示日前60日以内に就任していた者に限る)で、その返納の日から起算して5年を経過しない場合も含まれます。

* 取消しにかかる聴聞の期日及び場所が公示された日から処分(または不処分)決定する日までの間に分割により風俗営業を承継させ、もしくは分割により他の風俗営業を承継した法人または法人の役員(公示日前60日以内に就任していた者に限る)で、その返納の日から起算して5年を経過しない場合も含まれます。

未成年者

* 営業に関し成年者と同一の能力を有すると認められる者(法定代理人の許可を得、未成年者の登記を為した者等)や、風俗営業者の相続人(ただし、その法定代理人が上記に該当しないことが必要)の場合はさしつかえありません。

(注) 次のいずれかに該当する者は、管理者になることができません。

未成年者

申請者の欠格要件(法人及び未成年者に関する要件を除く)のいずれかに該当する者